

## 港湾区域内における公共工事の掘削土の骨材利用 (協働事業) に係る公募について

### 第1 趣旨

この公募は、港湾区域内における公共工事の掘削土の骨材利用（協働事業）に係る実施要領（試行）（平成21年12月28日制定。以下「要領」という。）に基づき、江津港における港湾管理者島根県浜田港湾振興センターが行う掘削工事等の公共工事により発生した掘削土について、港湾隣接地域内に仮置きしてある砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 掘削土の仮置き場所又は積み込み場所

別添位置図、現況写真のとおり

### 第3 採取される砂利等の土質及び数量

土質：砂

数量：12, 800m<sup>3</sup>

### 第4 搬出期間

搬出期間は、次のとおりとする。

許可の日から令和8年5月30日まで

### 第5 砂利等の採取を希望することができる者の資格

砂利等の採取を希望することができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の県登録を受けていること、又は公募期間中に県登録を受ける見込みがあること。
- (2) 第4に規定する掘削土の搬出期間内に第3に規定する量を採取搬出できること。
- (3) 島根県内に営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (6) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成6年7月15日付管発第289号島根県土木部長通知）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (7) 対象土砂を洗浄することにより砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）第16条の採取計画の認可が必要な場合は、同法に基づき業務主任者を設置するものとし、これによらない場合であっても同法に準じて業務主任者を設置し、対象土砂の適正な利用を図るものとする。

- (8) 採取希望申込書の提出期限前 2 年以内に、港湾法、砂利採取法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (9) 次に掲げる法人等でないこと。
  - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制の下にある法人等
  - ウ. 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等

## 第 6 採取希望者の申出手続

砂利等の採取希望の申出手續は、砂利等の採取を希望する者が、その旨を採取希望申込書（様式 1）、利用計画書（様式 2）及び誓約書（様式 3）により、島根県浜田港湾振興センター所長（以下「所長」という。）に申し出ることとする。

2 砂利等の採取希望申込書の提出先及び提出期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 提出先

島根県浜田港湾振興センター 工務課

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 9 日

## 第 7 採取の許可等に当たって付される主要な条件

採取の許可等に当たって付される主要な条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 採取終了後は、島根県浜田港湾振興センター（以下「事務所」という。）の職員による完了検査を受けること。
- (2) 採取の期間中において、暴風、高潮又は波浪等の影響により作業上危険と判断される場合には、現場作業を取りやめること。
- (3) 採取の場所における粒径が 300 ミリメートルを超える転石については、原則として採取を認めない。
- (4) 砂利等の採取にあたり、他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取許可予定者の責任において解決すること。

## 第 8 採取許可予定者の決定のための基準等

砂利等の採取許可予定者は、所長が希望申出の内容を審査し、次の各号について総合的に判断したうえで決定するものとする。

- (1) 採取した砂利等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他として有用な砂利の処理
- (2) 採取する砂利等の数量
- (3) 砂利等の採取・積込・運搬・洗浄・選別の方法（工程を含む。）及び不用残土等の処分方法
- (4) 採取した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

- 2 所長は、希望申出の内容について公益性等の程度が甲乙つけがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。

#### 第9 採取許可予定者の決定

- (1) 所長は、砂利等の採取希望の申出をした者のうちから、適正かつ有利な条件で採取・搬出を行うことができると認められる者を採取許可予定者に決定し、その結果を様式4及び様式5により通知するものとする。
- (2) 港湾管理者島根県浜田港湾振興センターは、採取許可予定者の決定に当たり必要があると認めるときは、採取希望の申出をした者に利用計画書の内容について説明を求めることができる。
- (3) 港湾管理者島根県浜田港湾振興センターは、本要領に定める資格の喪失及び申出内容に虚偽又は不正があると認めるときは、採取許可予定者の決定を取り消すことができる。

#### 第10 採取の許可等の申請手続

砂利等の採取許可予定者として通知を受けた者は、次に掲げる申請等の手続を速やかに行うこととする。

- (1) 所長に対し、港湾法第37条第1項第2号の規定に基づく許可申請手続きをおこない、対象土砂を洗浄する場合においては、砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続きを行うこと。なお、これらの当初申請における採取数量は第3項に規定する当初採取数量とする。その後、許認可等を受けた採取数量を超えて採取する場合は、当初許認可等の採取数量を超える前に今後の採取量を見込んだ数量で、その都度変更申請を行い、許認可等を受けなければならない。
- (2) その他、法令等に定めがある場合は必要な手続きを行うこと。

#### 第11 採取の許可等

所長は、前項に基づき、採取許可予定者から採取の許可等の申請があった場合は、審査のうえ、採取の許可等を行うものとする。

#### 第12 手数料等

- (1) 第10により砂利採取法第16条の規定に基づく認可を受けようとする者は、島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)第2条の規定による手数料を納付しなければならない。
- (2) 第10により、採取の許可等を受けた者は、島根県港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例(平成12年島根県条例第29号)第2条の規定による土砂採取料を納付しなければならない。また、港湾法第37条の変更許可を受ける都度、増えた採取数量に対する土砂採取料を追加納付しなければならない。

### 第13 本要領に対する質問

(1) 所長は、本要領に対する質問を様式6により受け付けるものとし、質問書の提出期間は、公募を開始した日の翌日から3日間とする。

(2) 質問書の提出場所は、次のとおりとする。

提出先

島根県浜田港湾振興センター 工務課

(3) 質問書の提出は、提出場所への持参、郵送又はFAXで行うものとし、FAXによる場合は、FAX発信後に電話により確認を行うこととする。

(4) 質問書は、受付け次第遅滞なく質問者に回答するとともに、回答書は、閲覧に供するものとする。

(5) 質問書に対する回答書の閲覧場所は、次のとおりとし、閲覧は、質問受理後1週間以内に開始し、採取希望申込書の提出期限日の12時で終了するものとする。

閲覧場所

島根県浜田港湾振興センター 工務課

### 第14 その他の留意事項

砂利等の採取に伴うその他の留意事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 砂利等の採取希望申込書及び採取許可等の申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された採取希望申込書は、返却しない。

(3) 提出期限以降の採取希望申込書の提出及び利用計画書の訂正等は認めない(ただし、所長の指示による場合はこの限りでない)。

様式 1

令和 年 月 日

島根県浜田港湾振興センター所長 様

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

㊞

T E L

F A X

江津港における砂利等採取希望について

のことについて、別紙利用計画書のとおり採取を希望するので、申し込みます。

様式 2

## 利用計画書

利用計画書	
氏名または名称（ふりがな）	
住所または所在地	
代表者の氏名（法人の場合）	
担当者の氏名・連絡先	
対象土砂の使途	
搬出先の所在地	
洗浄の有無	有 · 無
洗浄場の所在地	
掘削積込の方法 及び災害防止の措置	
運搬方法、経路及 び災害防止の措置	
砂利採取業の登録年月日 及び登録番号 (登録見込年月)	
業務主任者の氏名	
発生残土の有無	有 · 無
発生残土の処分方法等 (洗浄が無い場合のみ)	(次ページの内容記述してください。)
工程表	

## (裏面)

残土受入地の場所	
残土受入地の現況地目	
残土受入地の土地所有者	
残土受入地の土地利用責任者	
残土受入地の利用用途	
残土受入地の跡地利用計画	
関係図面（位置図・平面図・計画図・付属施設の構造図）	別途添付
運搬ルート図	別途添付
受入地の現況写真	別途添付
土地所有者等の承諾書	別途添付
関係法令の許可証の写し（許可手続きが必要な場合。申請中のものについては申請書類の写しで可とするが、明らかに許可が間に合わないと思われるものは受け付けない。）	別途添付
盛土の安定（必要な場合）	別途添付
土砂の流出防止、排水対策	別途添付
採取場跡地に処分する場合 1)採石法又は砂利採取法の採取廃止手続きがなされているか。 2)認可期間中の採取場跡地に処分する場合は、発生土の受入が採石法又は砂利採取法の認可採取計画と合致しているか。	別途証明書の写し添付

\* 本様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

様式 3

令和 年 月 日

誓 約 書

島根県浜田港湾振興センター所長 様

申込者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者 氏名

印

江津港における砂利等の採取希望申込みを行うに当たり、下記の事項については事実に相違ないことを誓約します。

記

1. 港湾区域内における公共工事の掘削土の骨材利用（協働事業）に係る実施要領（試行）第5条に定める事項に該当し、申込者としての資格を有している。

2. 利用計画書（様式2）に記載の事項は、事実に相違ない。

様式 4

浜港第 号  
令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名 様

島根県浜田港湾振興センター所長

江津港における砂利等の採取について（通知）

令和 年 月 日付けて申込みのあった砂利等の採取については、あなたが採取許可予定者として決定しました。

つきましては、港湾法第37条第1項第2号の規定に基づく許可申請手続き、ならびに採取土砂を洗浄する場合においては砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請、その他採取に必要な手続を速やかに実施してください。

なお、申請手続や添付書類等について、不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

記

連絡先 : 島根県浜田港湾振興センター 工務課  
担当 ○○○○  
電話 : 0855-27-0088  
FAX : 0855-27-4053

様式 5

浜港第 号  
令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名 様

島根県浜田港湾振興センター所長

江津港における砂利等の採取について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった砂利等の採取希望については、審査の結果、あなたは採取許可予定者となることはできませんので、お知らせします。  
なお、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

記

連絡先 : 島根県浜田港湾振興センター 工務課  
担当 ○○○○、  
電話 : 0855-27-0088  
FAX : 0855-27-4053

様式 6

## 質問書

令和 年 月 日

島根県浜田港湾振興センター所長 様

(質問者)

工事名 令和 年度 江津港港湾区域内における公共工事の掘削土の骨材利用（協働事業）



質疑事項	要旨

質問書の提出は、提出場所への持参、郵送又はファクシミリで行うものとし、ファクシミリによる場合は、発信後電話により確認を行うこと。

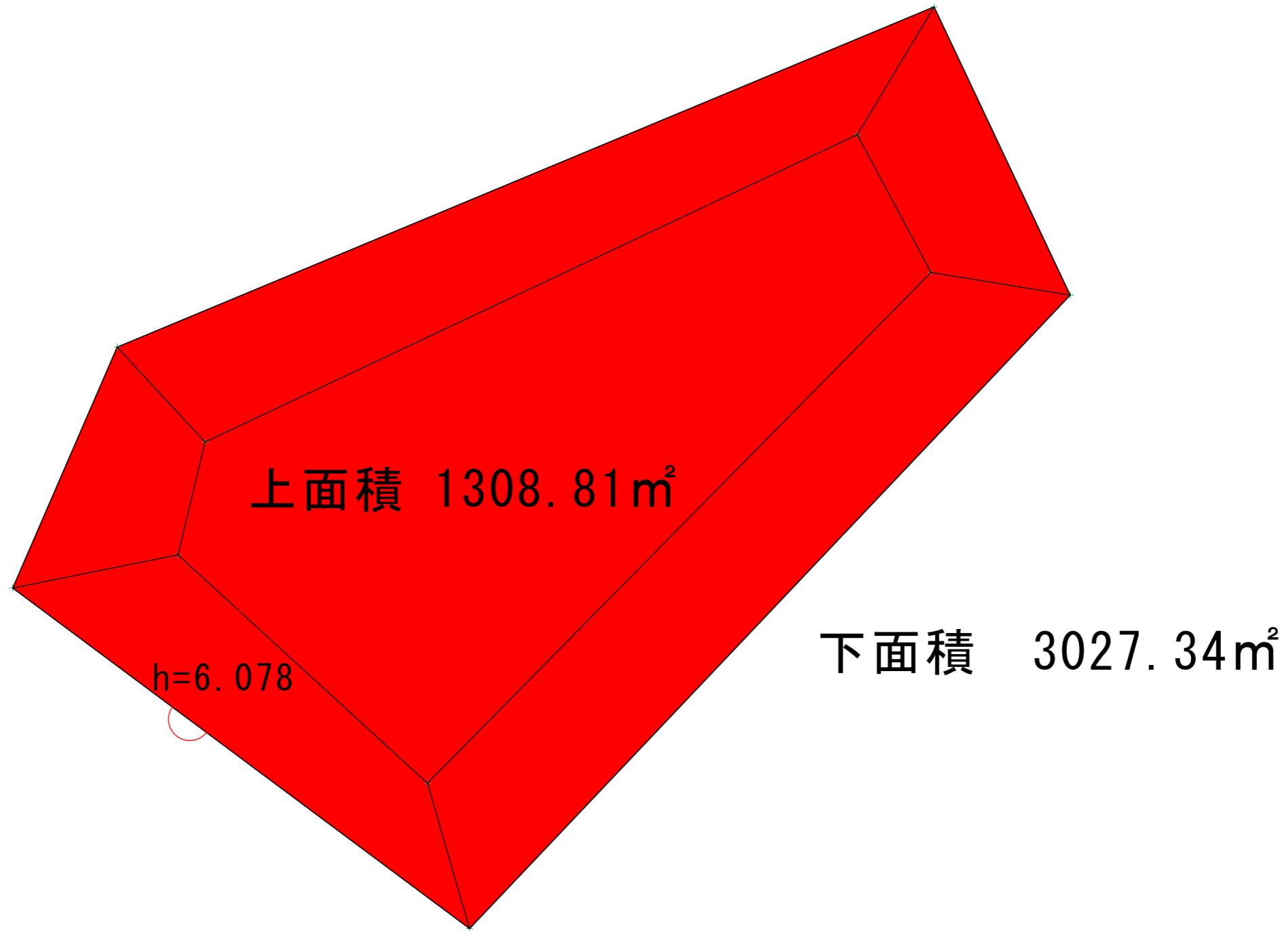
# 位置図



仮置き状況写真



## ヤード運搬土量検収 ( $S=1 : 200$ )



堆積計算方法：角錐台

$$(ab+AB+\sqrt{ab \times AB}) \times h \div 3$$

$$V = (\text{上面積} + \text{下面積} + \sqrt{\text{上面積} \times \text{下面積}}) \times h \div 3$$

$$H=6.078\text{m}$$

$$\text{上面積}=1308.81\text{m}^2 \quad \text{下面積}=3027.34\text{m}^2$$

$$V = (1308.81+3027.34+\sqrt{1308.81 \times 3027.34}) \times 6.078 \div 3$$

$$V=12817.86\text{m}^3$$